

1. 件名：新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（478））
2. 日時：平成29年11月9日 13時30分～18時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階耐震会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

名倉安全管理調査官、津金安全審査官、日南川安全審査官、江崎安全審査官、
吉村安全審査官、千明技術研究調査官、竹内技術参与、山浦技術参与、郡安技術参与
原子力規制部 審査グループ 地震・津波審査部門

植木安全審査官

技術基盤グループ 地震・津波研究部門

山崎主任技術研究調査官、堀野技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：開発計画室 室長代理 他11名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 副長

北陸電力株式会社：原子力本部 原子力部 原子力耐震技術チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 原子力耐震グループ 副長

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第4条 地震による損傷の防止」について、平成29年11月8日に提出された発電用原子炉設置変更許可申請書（一部補正）及び、本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<設置変更許可申請書（一部補正）について>

- 原子力規制庁から、事実関係の確認を行うとともに、今後必要に応じて指摘等を行っていく旨伝えた。

<機器・配管の耐震について>

- 第4条 別紙1「既工認との手法の相違点の整理について」において、別表3(1)中の「既工認での適用例」の欄に東海第二と構造形式の異なる大間1号が掲載されていることについては5月から指摘しているので、早急に見直して、整理し提示すること。
- 動的解析における配管系のモデルについて、具体的にどのようにモデル化するのか、機器のモデル化の考えも踏まえて、整理し提示すること。
- 狭暗部、コンクリート埋設部等に対しては、波及的影響を与えるものはないと推定されるとして調査対象外としているが、現地調査が可能なこれらの部位との境界部までは十分調査し、それ以降の狭暗部、コンクリート埋設部等の部位については図面等で確認する必要があることから、これを踏まえ考え方を整理し提示すること。

<建物・構築物の耐震について>

- 上位クラス施設に隣接する下位クラス施設の設置状況概念図に、配管トレンチ室の寸法を追記すること。
- 屋外重要土木構造物の断面選定の考え方（ロジック）を、整理し提示すること。
- 地盤改良体による常設代替高圧電源装置用カルバートの支持性能について、整理し提示すること。
- 上位クラス施設に隣接する下位クラス施設の設置状況を、全体平面図に示すこと。
- 「MMR(マンメイドロック)」と「人工岩盤」の使い分けについて、整理し提示すること。
- 液状化影響の検討方針に関し、施設毎に検討の組合せを変更する可能性があるのであれば、変更の考え方を、整理し提示すること。
- 屋外重要土木構造物に関し、既工認で適用された静的地震力がCクラスに適用される地震力より大きい場合は、地震力の設定を、具体的に整理し提示すること。
- 土木構造物の許容限界値について、実際に使用するものであることを確認するとともに本文と別紙4との記載の整合性についても確認し、整理し提示すること。
- 屋外二重管と鉄筋コンクリート梁および鋼管杭と鉄筋コンクリート梁の接合部の構造成立性について、間接支持構造物や基礎構造物としての要求機能を踏まえて再検討して、整理し提示すること。
- 屋外重要土木構造物に対して適用する許容限界について、新設又は既設における許容応力度設計と限界性能照査との使い分けがわかるよう、整理し提示すること。

<原子力施設の耐震設計について>

- 耐震重要度分類表の設備名・支持構造物名の欄の記載について、柏崎・刈羽の申請書と比較して「非常用電源の燃料油系を支持する構造物」、「機能維持に必要な空調設備」等が記載されていないことを踏まえ、他に同様の記載漏れ等が無いか確認し、整理し提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 地震による損傷の防止